

電気需給約款の変更について

記

平素は弊社の電力供給サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。2021年10月1日より、以下のとおり電気需給約款（低圧）の変更を実施しますのでお知らせいたします。

■ 変更の対象となる電気需給約款

電気需給約款（低圧）：北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州 各電力管内

■ 電気需給約款の変更内容について

42. 解約等（2）を変更いたしました。

変更後の電気需給約款については、以下にてご確認ください。

北海道 https://s-denki.com/docs/20211001_yakkan/hokkaido_yakkan.pdf

東北 https://s-denki.com/docs/20211001_yakkan/tohoku_yakkan.pdf

東京 https://s-denki.com/docs/20211001_yakkan/kanto_yakkan.pdf

中部 https://s-denki.com/docs/20211001_yakkan/chubu_yakkan.pdf

北陸 https://s-denki.com/docs/20211001_yakkan/hokuriku_yakkan.pdf

関西 https://s-denki.com/docs/20211001_yakkan/kansai_yakkan.pdf

中国 https://s-denki.com/docs/20211001_yakkan/chugoku_yakkan.pdf

四国 https://s-denki.com/docs/20211001_yakkan/shikoku_yakkan.pdf

九州 https://s-denki.com/docs/20211001_yakkan/kyushu_yakkan.pdf

■ 新旧対比表

低圧 例：東京電力管内

変更前	変更後
<p>42. 解約等</p> <p>(1) お客様が、40（需給契約の終了）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合、当社が需給契約を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものといたします。</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、需給契約の解約の15日前を目安にお知らせいたします。</p>	<p>42. 解約等</p> <p>(1) お客様が、40（需給契約の終了）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合、当社が需給契約を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものといたします。</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、<u>その旨を、書面または電子メールその他の方法により、お客様にあらかじめお知らせ</u></p>

<p>(イ) お客様が 30（供給の停止）によって電気の供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合</p> <p>(ロ) お客様が支払期日を経過してなお料金を支払われない場合またはそのおそれがあると当社が合理的に認めた場合</p> <p>(ハ) お客様が他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合</p> <p>(ニ) この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(ホ) お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合</p> <p>(ハ) お客様が破産手続き開始，民事再生手続き開始，会社更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合</p> <p>(ト) お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>(チ) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(リ) その他信用状態が悪化し，もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合</p> <p>(ヌ) お客様が 22（料金その他の支払方法）(1) (イ)または(ロ)について，当社が指定した様式による申し出をされていない場合</p> <p>(ル) お客様がその他この需給約款または関係法令等に違反した場合</p> <p>(ヲ) お客様が支払手段（クレジットカードを含む。）に関する不正その他一切の不正に関与した場合</p> <p>(ワ) 上記各号のいずれかに該当すると疑うに足りる合理的な理由がある場合</p>	<p>いたします。</p> <p>(イ) お客様が 30（供給の停止）によって電気の供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合</p> <p>(ロ) お客様が支払期日を経過してなお料金を支払われない場合またはそのおそれがあると当社が合理的に認めた場合</p> <p>(ハ) お客様が他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合</p> <p>(ニ) この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(ホ) お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合</p> <p>(ハ) お客様が破産手続き開始，民事再生手続き開始，会社更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合</p> <p>(ト) お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>(チ) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(リ) その他信用状態が悪化し，もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合</p> <p>(ヌ) お客様が 22（料金その他の支払方法）(1) (イ)または(ロ)について，当社が指定した様式による申し出をされていない場合</p> <p>(ル) お客様がその他この需給約款または関係法令等に違反した場合</p> <p>(ヲ) お客様が支払手段（クレジットカードを含む。）に関する不正その他一切の不正に関与した場合</p> <p>(ワ) 上記各号のいずれかに該当すると疑うに足りる合理的な理由がある場合</p>
---	---

以上